

令和8年度若年者ジョブトレーニング事業委託業務 企画提案仕様書

本事業は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものであります。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名 若年者ジョブトレーニング事業委託業務

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

本県における若年者の完全失業率は、近年大幅に改善してきたものの、依然として全国よりも高い水準で推移している。その要因として、企業が即戦力となる経験者を求める一方で、若年者は就業経験が浅く、企業が求める技能・技術を備えていないために、就職の機会が十分に得られないことや、就職後のミスマッチによる早期離職がある。

本事業は、若年者を対象として就業体験や企業での職場訓練を行い、企業が採用可否の判断基準とする基礎的な技能・技術を習得することで採用可能性を広げ、早期就職に繋げるとともに、個々の状況に応じた企業とのマッチングや就職後の定着支援を行うことで早期離職を抑制し、もって本県若年者の完全失業率の改善を図ることを目的とする。

4 企画提案上限額

本業務に係る提案上限額は、42,410,000円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

(1) 参加者の募集・選考

- 本事業の支援対象となる学生を含む若年求職者(※1)に対して、目的・内容が明確に伝わるよう効果的な媒体による周知や募集説明会を開催し、参加者の募集・選考を行うこと。

(※1) 本事業の支援対象者は、沖縄県在住の概ね40歳未満の者とする。ただし、職場訓練の支援対象者については、在職中の者、学生（定時制・通信制課程以外の者）を除く。

- ・参加者は、80人以上とすること。
- ・なお、参加者の募集・選考に当たっては、募集方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール等）や多くの若年求職者に的確に周知するための工夫を行うこと。

(2) 受入企業の募集・開拓

- ・就業体験又は職場訓練の参加者を受け入れる企業等（以下「受入企業」という。）の募集・開拓を行い、概ね9月末までに50社以上とすること。
- ・就業体験について、受け入れのためのノウハウ提供やその波及効果について助言等を行い、企業等における就業体験の活用を支援すること。
- ・職場訓練について、受入企業は下記ア～ケの要件をすべて満たすものとし、職場訓練終了後の継続雇用が見込まれる企業等を重点的に開拓するよう努めること。
- ・受入企業の開拓に当たっては、募集説明会や企業訪問等を行い、人材確保及び人材育成に積極的に取り組む企業等の発掘を行うこと。特に、県内中小企業を重点的に発掘し、就業体験の活用を支援すること。
- ・なお、受入企業の募集・開拓に当たっては、募集・開拓方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール、人員体制等）、開拓する企業数（地区別・産業別・職種別等）について、工夫すること。

(職場訓練受入企業の要件)

- ア 雇用計画のある企業であること。（うち正社員雇用計画のある企業を優先すること。）
- イ 職場訓練を行うための設備の余裕があること。
- ウ 職場訓練の指導員として適当な従業員がいること。
- エ 県内の事業所において職場訓練を行うこと。
- オ 作業内容が参加者に適していること。
- カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13

項に定める接客業務受託営業でないこと、その他、適切でないと判断される営業でないこと。

- ク 職場訓練の実施に当たり、参加者との間に短期雇用契約を締結すること。
- ケ 職場訓練期間中は、参加者は受入企業における社会保険（健康（医療）保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等）に加入すること。

(3) 参加者と受入企業のマッチング

- ・参加者と複数回面談を行い、本人の希望、適性や課題を見極めたうえで適切な受入企業をマッチングすること。
- ・若年求職者について、これまでの職歴や就業経験の有無など個別の状況を踏まえて、若年求職者ごとに就業体験と職場訓練の実施方法を検討すること。

(実施方法の例)

- ア 就業体験を経て職場訓練を実施し、就職につなげる
- イ 就業体験を実施し、就職につなげる（職場訓練は実施しない）
- ウ 職場訓練を実施し、就職につなげる（就業体験は実施しない）
- ・卒業までに内定を得ることを希望する新規学卒者や、学校卒業後間もない就職希望者について、これまでの就職活動状況やインターンシップ経験の有無など個別の状況を踏まえて、就業体験を活用するなど、適切な企業とマッチングすること。
- ・沖縄県内全域を対象として、各地域のハローワーク、高校、市町村、商工会議所、商工会、企業などと連携し、対面・オンラインを併用して、マッチングに取り組むこと。
- ・学生について、単に学生の希望に応じるだけでなく、今後の就職活動における職業や企業を選択する視野を広げさせることに重点を置くこと。
- ・職場訓練について、若年求職者と受入企業のマッチングに当たっては、継続雇用となる可能性の高い企業を選択できるよう支援すること。
- ・また、若年求職者に対して、各企業の求める人材や訓練期間で到達して欲しい水準等の情報を事前に提供するほか、企業との交流の機会を設けるなど、受入企業の職務内容、職場の雰囲気を十分把握したうえで訓練先を選択できるよう工夫すること。
- ・なお、参加者と受入企業のマッチングに当たっては、マッチングの考え方（基本方針）、方法、職場訓練終了後の継続雇用率を高めるための取組について、工夫を行うこと。

(4) 就業体験の実施

- ・学生を含む若年求職者を対象に、企業等での就業体験（3日程度）を実施すること。

学生については、職業観の育成と就業意識の向上を図るとともに、企業等で働く魅力を知ることで、就職希望先の選択肢を広げることを主な目的とする。

若年求職者、新規学卒者及び学校卒業後間もない就職希望者については、就職を検討している企業とのマッチングを主な目的とする。

- ・これまでの成果や、企業や大学等が独自に実施しているインターンシップ事業を踏まえて実施すること。

- ・就業体験を効果的なものとするため、必要に応じて事前研修、事後研修を実施すること。

- ・就業体験の期間中、受託者は参加者を対象とした傷害保険、賠償責任保険に加入すること。

- ・受入企業の選定に当たっては、就職希望先の選択肢が広がるよう工夫とともに、沖縄県の主要産業や人手不足が課題となっている産業・業種を考慮すること。

- ・就業体験は3日程度とすること。なお、学生が参加する就業体験については、参加しやすいよう時期、期間を工夫すること。

- ・就業体験の実施に当たっては、別に定める「若年者ジョブトレーニング事業実施要綱」に基づき、事前に必要な手続を行うこと。

(5) 職場訓練の実施

- ・若年求職者を対象に、受入企業において原則2箇月の職場訓練を実施すること。

- ・受入企業に対して、事前に指導計画、指導体制、継続雇用となる要件（何をどこまでできればよいか）等について提示を求めるなど、ミスマッチの防止や参加者が継続雇用に向けてモチベーションを高めることができるよう工夫すること。

- ・また、参加者がより意欲的に職場訓練に取り組み、かつ、職場訓練を補完して社会人としてのスキルを高めることができるよう、必要に応じて事前研修、フォローアップ研修などを実施すること。

- ・参加者及び受入企業へのヒアリング等により進捗管理を行い、職場訓練が円滑に実施できるよう参加者、受入企業の双方へ必要な支援を行うこと。

- ・職場訓練中は、受託者と受入企業との間で委託契約を締結し、訓練委託料を支払うこと。訓練委託料は、参加者1人につき、1日当たり2千円とし、

月額4万円を上限として支払うものとする。

- ・職場訓練は、1月末までに終了すること。
- ・職場訓練の実施に当たっては、別に定める「若年者ジョブトレーニング事業実施要綱」に基づき、事前に必要な手続を行うこと。

(6) 継続雇用とならなかった参加者への支援

- ・職場訓練終了後に、継続雇用とならず、かつ、就職先が決まっていない参加者に対して、早期就職を支援するための就職相談、求人企業の紹介等を行うこと。支援期間は職場訓練終了後概ね3箇月とする。

(7) 定着支援

- ・継続雇用及び本業務により就職した参加者及びその受入企業に対する定着支援を実施すること。支援期間は就職後、概ね3年間とする。
- ・支援内容として、フォローアップ研修の実施、正社員化や社内でのステップアップに向けた課題の整理、参加者及び受入企業に対する職場定着に向けた助言・相談対応等が想定されるが、他に離職率低下や正規雇用化の促進に向け、効果的と考える取組を実施すること。
- ・本県新規学卒者の1年目離職率は、全国平均を上回る状況にある。そのため、企業等を対象に、定着支援をテーマとしたセミナーを1回以上開催すること。

(8) 効果検証のための調査

- ・就業体験の効果検証について、学生に対して、就業体験による就業意識の変化や、その後の進路状況等のアンケート調査を行い、その結果の分析を行うこと。
- ・職場訓練の効果検証について、職場訓練修了生及び受入企業へ定着状況等の追跡調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。調査期間は、訓練終了後3年間とし、令和8年度においては、令和4年度以降の訓練修了生を対象とする。
- ・効果検証に当たっては、事業成果の取りまとめのほか、課題の洗い出しを行ったうえで必要に応じて事業内容の改善や新たな支援策の提案を行うこと。

(9) 奨学金代理返還支援事業（仮称）、各認証制度の情報提供について

- ・沖縄県商工労働部が所管する、奨学金代理返還支援事業（仮称）や、人材育成企業認証制度、所得向上応援企業認証制度などの情報について、受入企

業へ積極的に情報提供し、活用を促すこと。

(10) 月報、打ち合わせ

- ・毎月 10 日までに、前月の活動状況や各取組の進捗状況などについて、月報を作成し、沖縄県に提出すること。
- ・沖縄県と調整のうえ、打ち合わせを実施すること。

(11) 引き継ぎ

本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、参加者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と沖縄県の協議によることとする。

(12) 連携協力

業務実施にあたっては、その効果を高めるとともに、本県雇用情勢の改善に向け相乗効果が得られるよう、沖縄県が実施する他の事業や、市町村、沖縄労働局、その他就職支援機関等と連携、協力すること。

(13) 雇用対策に資する情報提供

本業務を行うことで得られた、県内企業の動向、生産性向上や正規雇用拡大に関する共通課題、要望等、今後の雇用対策を構築する上で基礎となる情報は、隨時、雇用政策課へ提供すること。

(14) 自主提案

上記に示した業務以外で、目的達成のために効果的な取組、活動指標及び成果指標の達成に向けた効果的な取組を実施すること。

6 活動指標及び成果指標

活動指標、成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

(1) 活動指標

活動量及び活動実績について以下のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

活動指標	目標値
参加者数	80 人以上
(内訳①) 若年求職者等	60 人以上

(内訳②) 学生	20人以上
----------	-------

(2) 成果指標

本業務を実施することで、若年者の完全失業率の改善を図ることを目的としていることから、以下のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

成果指標	目標値
就職者数（※）	45人以上

※「就職者数」について

- ・「就職者数」は、就業体験、職場訓練、その他受託者の実施する就職支援を受けて、企業等へ就職した人数とする。なお、最終報告は、令和9年3月15日時点の就職者数とする。
- ・「就職者数」として認められる雇用形態は、雇用期間の定めのないフルタイム（いわゆる正社員）又は6箇月以上の有期契約のフルタイム（いわゆる6箇月以上の有期契約社員）であって、更新可能な条件を有するものとする。「フルタイム」とは、当該企業等の就業規則等で定められた正規社員の就業時間と同等の就業時間をいう。なお、これらの確認方法は、雇用契約書等を用いるものとする。なお、労働者派遣や請負契約といった形態は、「就職者数」として認めない。

7 委託業務の経理

本業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、次の事項に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、経費報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結まで

に沖縄県に提示すること。

(6) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。

(7) 事業費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ その他業務に関係のない経費

(8) 自社調達の利益排除について

対象経費に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があることから、自社調達を予定している場合はその内容を明らかにし、原価（当該調達品の製造原価など）をもつて対象経費に計上すること。

8 成果物

(1) 成果報告書

業務による成果を明らかにするための報告書を作成し、電子データを業務完了時に提出すること。

成果報告書は、全体版と概要版の2種類を作成すること。

(2) 経費報告書

業務に要した経費を明らかにするための報告書を作成し、電子データを業務完了時に提出すること。

(3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(6) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その

履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ア 契約金額の 50 %を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務
 - (ア) 参加者への相談支援及び定着支援業務
 - (イ) 参加者と受入企業のマッチング業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画競争型随意契約参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア 受入企業での職場訓練
- イ 新聞・雑誌等による広告宣伝
- ウ 簡易な業務
 - (ア) 資料の収集・整理
 - (イ) 複写・印刷・製本
 - (ウ) 原稿・データの入力及び集計
 - (エ) 新聞、雑誌等における広告宣伝のうち、受託者が掲載原稿を作成するもの
 - (オ) チラシ・ポスターの製作・印刷
 - (カ) その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの
- エ その他、沖縄県と事前協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- | |
|---------------------------------------|
| ア 新聞・雑誌等による広告宣伝 |
| イ 簡易な業務 |
| (ア) 資料の収集・整理 |
| (イ) 複写・印刷・製本 |
| (ウ) 原稿・データの入力及び集計 |
| (エ) 新聞、雑誌等における広告宣伝のうち、受託者が掲載原稿を作成するもの |
| (オ) チラシ・ポスターの製作・印刷 |
| (カ) その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの |

10 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務の専用サイトで取り扱うデータ、システム構成情報等の情報資産及びシステムを構成する機器について、適切な管理及び有効活用を図るため、沖縄県情報セキュリティ基本方針、沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び実施手順書を遵守するものとする。

また、業務の遂行にあたって、情報セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、情報セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

11 その他

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、沖縄県及び受託者で協議の上、定めるものとする。